

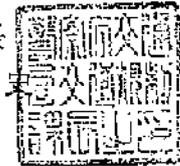
原議保存期間10年
(令和12年3月31日まで)

国自情第294号
警察庁丁規発第33号
令和2年3月23日

国土交通省自動車局自動車情報課長
田中 賢



警察庁交通局交通規制課長
遠藤 顕



自動車保有関係手続のワンストップサービスにおける印鑑証明書及び委任状の活用に伴う国土交通大臣等から警察署長への情報の通知等の変更について

国土交通省及び警察庁は、自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下、「OSS」という。）の利用促進のため、印鑑証明書及び委任状（以下、「印鑑証明書等」という。）を活用した委任関係の確認を行う手続きについて、平成19年11月12日付け国自情第37号及び警察庁丁規発第78号により申し合わせたところであるが、今般OSSの更なる利便性向上を図るため、行政書士による代理・代行申請について変更を行うため、改めて国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸管理部長若しくは運輸支局長（以下、「国土交通大臣等」という。）から警察署長に対する必要事項その他の情報の通知等について、以下のとおり申し合わせる。

記

1. 情報通知等の目的

OSS利用者からの申請のうち、印鑑証明書等を用いたものについて、国土交通大臣等及び警察署長における当該申請の委任関係の確認が適正かつ円滑に行われること並びに必要な情報を共有することを目的とする。

2. 情報通知の方法等

(1) 情報通知等の開始年月日

国土交通大臣等から警察署長に対する情報の通知等は、平成19年11月26日（月）から開始しているが、今回変更した3.(2)については令和2年4月1日から開始する。

(2) 情報通知の方法

国土交通大臣等から警察署長に対する情報の通知は、国土交通大臣等が警察署長に対し、回線暗号化装置を付置した専用回線を介して、提供すべき情報の電子データを送信することにより行う。

なお、専用回線に付置する回線暗号化装置の暗号鍵はワンストップサービス管理運営委員会事務局が管理する。

3. 情報通知の内容

(1) 国土交通大臣等における受付審査後に保管場所審査を行う場合

① 委任関係の審査

国土交通大臣等は、OSSシステムが受け付けた申請のうち、印鑑証明書等の提出を受けたものについては、当該申請の内容と提出された印鑑証明書等との整合性を確認し、当該申請の委任関係を審査する。

② 受付審査結果情報の通知

国土交通大臣等は、当該申請に係る委任関係の審査の結果に関する情報(以下「受付審査結果情報」という。)を警察署長に通知する。

③ 通知すべき情報の項目

国土交通大臣等が警察署長に通知する受付審査結果情報の項目は以下のとおりとする。

ア 受付番号

イ 委任関係の審査結果(「正常」又は「無効」の別)

ウ 当該申請の委任関係を確認した旨(委任関係の審査結果が「正常」である場合に限る。以下同じ。)

エ 確認した年月日

オ 確認した運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所の名称

(2) 国土交通大臣等における受付審査前に保管場所審査を行う場合

当該取り扱いは、行政書士電子証明書を活用した、新車新規登録における代理人申請のみ選択することができる。

警察署長は、当該申請の内容のうち、連絡先情報に「行政書士」の記載があることを確認する。また、申請内容と受信した委任状画像データ(JPEG形式)との整合性を確認し、当該申請の委任関係等を審査する。

4. 警察署長における受付審査結果情報等の確認

(1) 確認時期

警察署長は、前記3(1)②により受付審査結果情報の通知を受けたときは、速やかにOSSシステムのインターフェイスシステムにおいて当該受付審査結果情報の確認を行う。

(2) 確認内容

警察署長は、前記3(1)②により国土交通大臣等から通知された受付審査結果情報に基づき、当該受付審査結果情報の受付番号と警察署長が申請受付を行った申請データに係る受付番号を突合し、当該申請の委任関係が「正常」と確認されたものであることを確認する。

(3) 確認結果の保存

3(1)②の受付審査結果情報のうち委任関係の審査の結果が「正常」のものについては、確認の日から5年間、OSSシステムのインターフェイスシステムに保存する。

5. 情報の取扱い

国土交通省及び警察庁は、本申合せにより提供を受けた情報を1の目的以外の目的に利用しない。また、情報の漏洩を防止するため、当該情報を適切に管理する。

6. その他

本申合せに疑義が生じた場合、又は変更しようとするときは国土交通省及び警察庁が協議して定めるところによる。

以上

